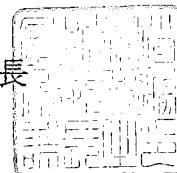


保総発第0330009号
平成19年3月30日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた
費用の請求等に関する取扱いについて

標記については、別添のとおり改正し地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長、都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長及
び地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

「写」

保総発第0330008号

平成19年3月30日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（局）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた
費用の請求等に関する取扱いについて

標記については、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成18年4月10日保総発第0410001号。以下「取扱い通知」という。）により取り扱っているところであるが、今般、保険者等への請求の取扱いを整備することに伴い、取扱い通知における「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

関係者への周知及び指導について、よろしく取り計らい願いたい。

記

取扱要領中4（1）中「平成18年度中の厚生労働大臣が別に定める日」を「平成19年3月30日」に改める。